

琴ヶ浜研修センターにおける新型コロナウイルス感染症対策指針

緊急事態宣言解除にともない、琴ヶ浜研修センター（以下「研修センター」という。）を段階的に再開します。今後、新型コロナウイルス感染症の終息までは、感染拡大防止と社会生活を両立する新しい生活様式が求められています。そこで、感染症対策に万全を期すため、研修センターでは下記の指針をもとに対策を行うこととします。本指針は、研修センターで行われるすべての活動が対象です。

※厚生労働省、文部科学省、神奈川県ガイドライン等をもとに作成しています。今後の国や県の方針をはじめ、本町新型コロナウイルス感染症対策本部会議における決定事項等に基づいて修正していきます。

1. 施設使用再開のための条件

以下の2つの条件を満たす場合とします。

- (1) 国が緊急事態宣言を解除し、特定警戒都道府県から神奈川県が解除され、真鶴町新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、集会所を含む公共施設の再開が決定された場合。
- (2) 施設消毒等に必要な物資が相当量確保されている場合。

2. 基本的な感染症対策の実施

研修センターの使用にあたって、次の取り組みをお願いします。

(1) 感染源を絶つこと

- ・研修センターに来られる前に、体温測定し、体調を確認してください。
- ・37.5℃以上の発熱、咳やのどの痛み等風邪の症状がみられる方、体調がすぐれない方は、使用をしないでください。

(2) 感染経路を絶つこと

- ・手洗い・手指消毒や咳エチケットを徹底してください。

3. 研修センターの使用制限について

- (1) 部屋の使用にあたっては、次に定める使用可能定員以下で使用してください。
- ・一つの部屋の最大使用人数は、1人あたり4㎡以上を確保できる範囲とします。

研修室（1室）138.82㎡：34人

男子更衣室（1室）17.90㎡：4人

女子更衣室（1室）20.97㎡：5人

※更衣室使用時は使用可能定員を超えることがないように、複数回に分けて順番に使用するなどの対策をしてください。

(2) 集団感染リスク「密閉」「密集」「密接」の三条件が重なる活動は行わないでください。特に集団感染リスクが高い活動については、当面の間実施を控えていただきます。

研修センターにおいては以下のような対応を行うことにします。

- ・換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底（密閉しない）
- ・多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮（密集しない）
- ・近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える（密接しない）

① 換気の徹底（密閉しない）

- ・窓とドアは常時開放し、十分な換気を行う。また困難な場合は1時間に2回以上（10分程度）、窓とドアを開けて換気すること。
- ・可能であれば2方向の窓を同時に開けること。窓が1つの場合は入口ドアを開ける、換気扇を回すなどで換気を行うこと。
- ・空調設備は適正に維持管理して使用しつつ、1時間に2回程度、換気を行うこと。

※換気が困難な部屋は、貸出しを中止する場合があります。

② 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮(密集しない)

- ・部屋の使用に当たっては、使用可能定員以下で使用する。
- ・人との距離は、できるだけ2m（最低1m）とること。そのため、長机に一人ずつ着席する、椅子だけにするなど席の配置を工夫すること。

③ 近距離での会話や身体的接触を避ける(密接しない)

- ・会話や発声等が必要な場面でも飛沫を飛ばさないよう、必ずマスクを着用すること。
- ・備品を使用した時は、使用者が消毒を行うこと。また、部屋の使用前後は消毒および清掃を行うこと。
- ・共用しなくて済むものは、参加者が持参すること。（マイカップなど）
- ・身体的接触を伴う活動は当面行わないこと。

④ 特に集団感染防止に注意が必要な活動について

次の活動については、飛沫感染や接触感染リスクが他の活動より大きいいため、当面の間使用を控えていただきます。

特に集団感染防止に注意が必要な活動

<大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなる室内運動や行為>

- ・管楽器、オカリナ、尺八など強く息を吹く楽器を使用する活動
- ・合唱、カラオケ・詩吟、民謡、謡曲・踊り・ダンス
- ・体操、運動(健康づくりでの軽い運動は除く。)
- ・その他大きな声や呼気が激しくなる室内運動や行為

<会食を伴う行為>

<特に密接が活動上、必須な活動>

- ・例:囲碁・将棋・麻雀

4. 貸出時の許可条件

- ・施設の貸出にあたっては、5. のチェックリストに沿った感染防止対策を行うことを許可の条件とします。

5. 琴ヶ浜研修センター使用方法確認書（チェックリスト）（以下「チェックリスト」という。）に沿った使用

- ・研修センターを使用する方は、チェックリストに沿って対策を実施してください。

6. 利用者名簿の作成

- ・各団体の使用責任者は、利用者へ、必要に応じて保健所等の公的機関へ個人情報提供されることを事前に周知し承諾を得たうえで利用者名簿を作成してください。（感染者が出た場合に追跡を可能にするための措置です。）

7. 使用報告書の提出

- ・研修センターを使用する方は、使用後に使用報告書と前記5. 6. を真鶴町役場総務課へ提出してください。